

2017年9月25日

2019年4月入学希望の皆様へ

2019年度法科大学院入学者選抜試験（既修者コース）の法律科目試験
における民法の出題について

中央大学大学院法務研究科

2019年4月入学希望者を対象として2018年8月に実施予定の「2019年度法科大学院入学者選抜試験（既修者コース）」の法律科目試験「民法」においては、試験実施時に平成29年改正民法（後注）が施行されていなくても、教育上の配慮から、平成29年改正民法に基づいた出題を行うこととします。出題に際しては、細かな知識ではなく、民法の基本的な考え方を問うことに留意します。

ただし、受験生のうちの一定の範囲の者が、学部において主として改正前民法（※）に基づいて民法を学んできたことに配慮して、改正前民法またはその考え方に基づいた解答も認め、不利に扱わないこととします。

なお、試験日に配布する六法には、平成29年改正民法および改正前民法の両方の規定を収録する予定です。

（注）平成29年6月2日に公布された「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」により改正された民法を「平成29年改正民法」、改正前の民法を「改正前民法」と呼びます。